

閲覧資料貸出申込書

(あて先) 町田市長

所 在 地
商号または名称
代表者職氏名

当社は、2023 年 8 月 21 日付で実施方針等の公表がありました「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 PFI 事業」に係る応募提案を検討又は応募提案の検討への支援・協力をするを目的とし、「様式 5 - 1 閲覧資料貸出における守秘義務の遵守に関する誓約書」を添えて閲覧資料の貸出を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	

閲覧資料貸出における守秘義務の遵守に関する誓約書

(あて先) 町田市長

所 在 地
商号または名称
代表者職氏名

印

当社は、今般、町田市（以下「市」といいます。）から、2023年8月21日付で実施方針等の公表がありました「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 PFI 事業」（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した後に、市から要求水準書（案）の別紙のうち「別紙5 既存施設竣工図」「別紙6 2022年度アスベスト調査結果報告書」「別紙7 既存樹木伐採図」「別紙8 既存設備箇所図及び仕様」のデータ（以下「本資料」といいます。）の貸出を受けることを希望します。

本資料の貸出を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

- 1 本事業の公募への参加を検討する目的以外の目的で、本資料を利用しないこと。
- 2 貸出を受けた本資料を秘密として保持するものとし、第三者に開示しないこと。
- 3 前項までに定める秘密の保持は、本事業の公募に応じない場合及び本事業の公募に応じたが優先交渉権者とならなかった場合であっても、存続するものとする。また、本資料を含む媒体及びその複写物若しくは複製物は本公募に応じない場合及び本事業の公募に応じたが優先交渉権者とならなかった場合、返却、破棄、消去又はその他の方法により再利用ができないように処分するとともに、当該媒体及びその複写物若しくは複製物を返却、破棄、消去又はその他の方法により再利用ができないように処分した旨を証明するため、様式5-2「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を市に提出すること。
- 4 本資料の利用により得た情報の利用に当たっては、第三者の権利利益を損なうことのないよう十分に留意すること。万一、第三者の権利利益を侵害した場合は、利用者が一切の責任を負うこと。
- 5 本資料を含む媒体については、汚損又は毀損することのないよう、丁寧に扱うこと。万一、汚損等の事態が生じた場合は、直ちに実施方針「第8-5 問合せ先」あてに申し出て、市の指示に従うこと。

以上

年 月 日

情報の消去及び廃棄に関する確認書

(あて先) 町田市長

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

標記の件について「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 PFI 事業 閲覧資料貸出における守秘義務の遵守に関する誓約書」の3の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 情報の消去・廃棄

- (1) 消去・廃棄日
- (2) 消去・廃棄作業場所
- (3) 消去・廃棄方法

2 担当者

- (1) 部署名
- (2) 氏名
- (3) 連絡先